

田辺周辺広域市町村圏組合の事務局の設置に関する条例

制定 昭和46年 6 月25日 条例第 4 号

改正 昭和62年 7 月30日 条例第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 158 条第 7 項の規定に基づき、田辺周辺広域市町村圏組合の事務局の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 管理者の権限に属する事務をつかさどるため、田辺周辺広域市町村圏組合に、事務局を置く。

(事務局長等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置き、管理者が任免する。

2 事務局長は、管理者の命を受け、事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督をする。

3 職員は、上司の命を受け、事務を分掌し、処理する。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組合議会に関する事項
- (2) 予算その他の財務に関する事項
- (3) 組合の事業の計画、執行及び運営に関する事項
- (4) 職員の進退及び身分に関する事項
- (5) その他の組合に関する事項

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。